

# 一管区水路通報第13号

令和7年4月4日

第一管区海上保安本部

第170項	北海道南岸	函館港	救難訓練（期間変更）
第171項	北海道南岸	苫小牧港	シーバース灯について
第172項	北海道南岸	襟裳岬南南東方～納沙布岬南方	海洋調査
第173項	北海道南岸	釧路港	漁具設置
第174項	北海道南岸	釧路港	漁具設置
第175項	北海道北岸	サロマ湖（第1湖口）	アイスブーム撤去作業
第176項	北海道北岸	紋別港	小型船舶操縦訓練
第177項	北海道北岸	オホーツク海	海洋調査
第178項	北海道北岸	オホーツク海	海洋調査
第179項	北海道北岸	神威岬北西方	潜堤設置工事
第180項	北海道西岸	礼文島	魚礁設置作業
第181項	北海道西岸	野寒布岬西方～積丹岬西方	海洋調査
第182項	北海道西岸	利尻島南西方	海洋調査
第183項	北海道西岸	留萌港	養殖施設設置
第184項	北海道西岸	留萌港	灯台について
第185項	北海道西岸	小樽港	海上訓練
第186項	北海道西岸	小樽港	えい航訓練
第187項	北海道西岸	小樽港	物揚場改良工事
第188項	北海道西岸	小樽港	漕艇訓練
第189項	北海道西岸	小樽港	小型船舶操縦訓練
第190項	北海道西岸	神威岬南方～北海道南岸函館港付近	海洋調査
第191項	北海道周辺		船舶気象通報一部業務廃止

- 「海氷情報センター」について  
海氷情報は下記Webページにより入手できます。  
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/lcenter.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)  
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

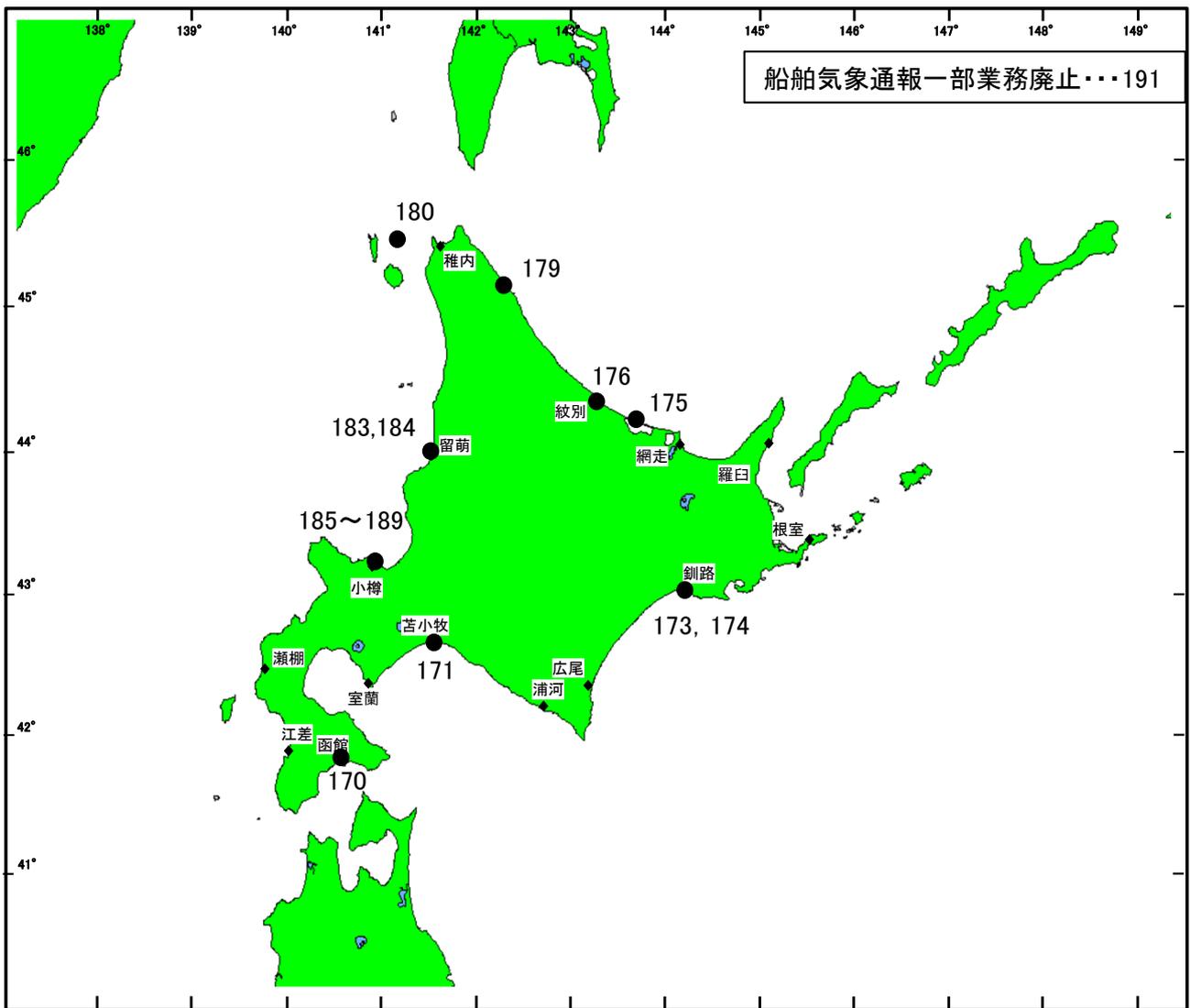
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

# 索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ172、177、178、181、182、190項については各項を参照ください。

7年170項 北海道南岸 — 函館港、第4区及び第5区 救難訓練（期間変更）

一管区水路通報7年12号155項削除

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和7年4月9日、10日、15日、18日、23日

1045～1145、1400～1630

区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E  
を中心とする半径150mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



7年171項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 シーバース灯について

一管区水路通報7年10号117項削除

下記シーバース灯に附属のモーターサイレン2基は、廃止された。

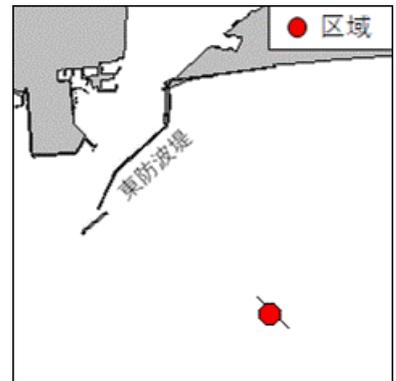
名 称 苫小牧港出光興産シーバース灯

区 域 下記地点付近  
42-36-15N 141-38-40E

海 図 W1033A

参照書誌 411 0097番

出 所 室蘭海上保安部



7年172項 北海道南岸 — 襟裳岬南南東方～納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月14日～27日

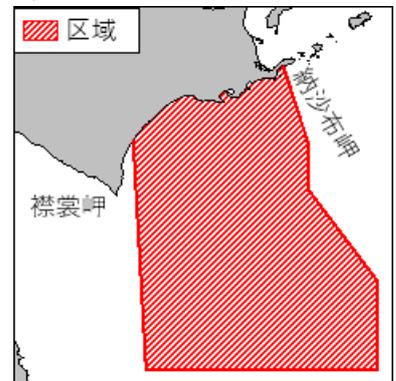
区 域 下記7地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-19.4N 145-38.6E (岸線上)
- (2) 42-30.2N 145-59.8E
- (3) 42-00.2N 145-59.8E
- (4) 41-00.2N 146-59.8E
- (5) 40-00.2N 146-59.8E
- (6) 40-00.2N 143-39.8E
- (7) 42-31.6N 143-28.6E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W3-W1035

出 所 釧路水産試験場



7年173項 北海道南岸 — 釧路港、西区、第2区 漁具設置

下記区域に、漁具が設置されている。

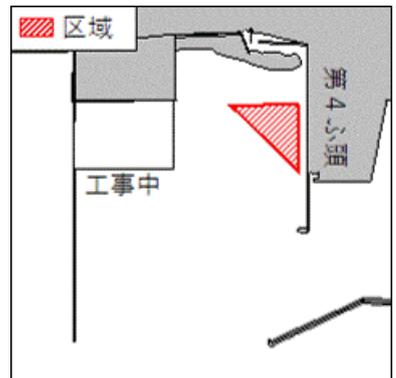
期 間 令和8年3月31日まで

区 域 下記3地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 43-00-04.8N 144-18-48.9E
- (2) 42-59-51.8N 144-18-49.1E
- (3) 43-00-04.7N 144-18-31.2E

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年174項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第3区 漁具設置

下記区域に、漁具が設置されている。

期 間 令和8年3月31日まで

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-58-26.8N 144-21-32.6E (岸線上)

(2) 42-58-28.1N 144-21-35.1E

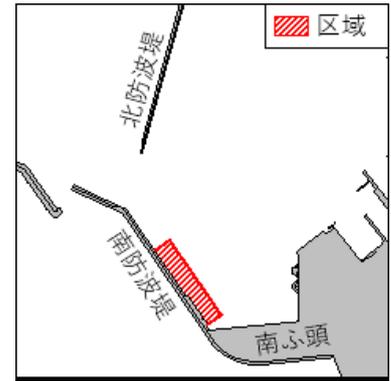
(3) 42-58-18.8N 144-21-43.8E

(4) 42-58-17.5N 144-21-41.3E (岸線上)

備 考 設置区域は赤旗及び黄色灯 (4秒1せん光) 付浮標で標示

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年175項 北海道北岸 — サロマ湖 (第1湖口) アイスブーム撤去作業

一管区水路通報6年50号824項関連

下記区域で作業船によるアイスブーム撤去作業が実施される。

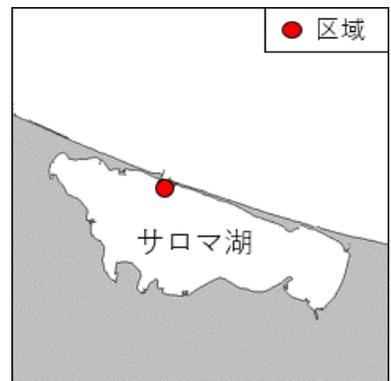
期 間 令和7年4月7日～30日 日出～日没

区 域 下記地点付近

44-10.4N 143-47.0E (第1湖口)

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



7年176項 北海道北岸 — 紋別港 小型船舶操縦訓練

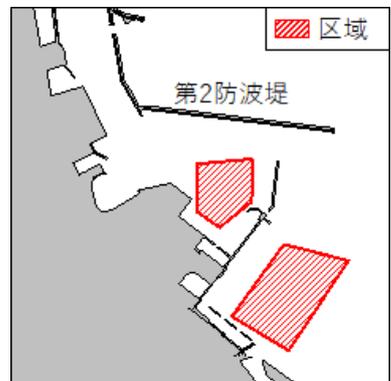
図に示す区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和7年4月14日～21日 0700～日没

備 考 訓練実施中、区域内に浮標設置

海 図 W29

出 所 紋別海上保安部



7年177項 北海道北岸 — オホーツク海 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月10日～24日

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 45-30.1N 141-57.9E (岸線上)

(2) 45-30.1N 142-49.8E

(3) 45-10.1N 143-49.8E

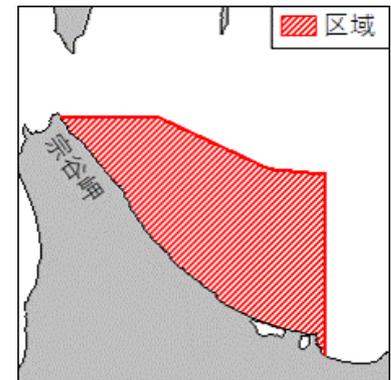
(4) 45-08.1N 144-19.8E

(5) 43-57.9N 144-19.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W37

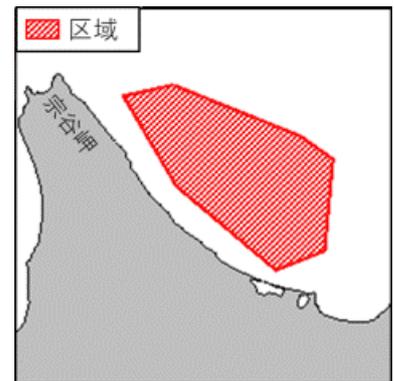
出 所 稚内水産試験場



7年178項 北海道北岸 — オホーツク海 海洋調査  
 下記区域で、調査船「第五開洋丸(495t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月4日～26日  
 区 域 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (1) 45-27.3N 142-58.0E  
 (2) 45-23.0N 142-31.0E  
 (3) 44-48.0N 143-00.0E  
 (4) 44-15.4N 143-54.0E  
 (5) 44-22.9N 144-20.5E  
 (6) 44-58.7N 144-25.0E  
 (7) 45-07.6N 144-07.2E

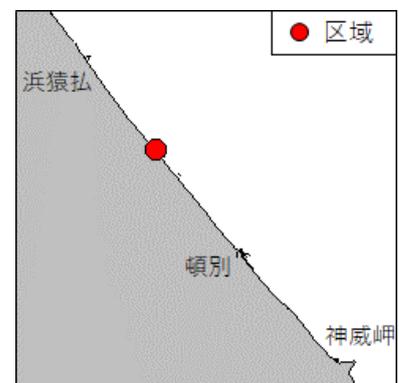
備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W37  
 出 所 水産研究・教育機構



7年179項 北海道北岸 — 神威岬北西方 潜堤設置工事  
 下記区域で、作業船による潜堤設置工事が実施されている。

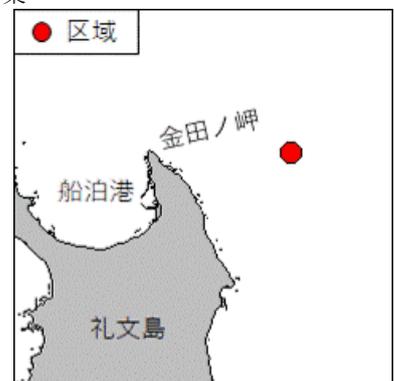
期 間 令和7年7月30日まで  
 区 域 下記地点付近  
 45-12.5N 142-18.5E

備 考 設置区域は灯付浮標で標示  
 海 図 W1040  
 出 所 第一管区海上保安本部



7年180項 北海道西岸 — 礼文島、金田ノ岬東方 魚礁設置作業  
 下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

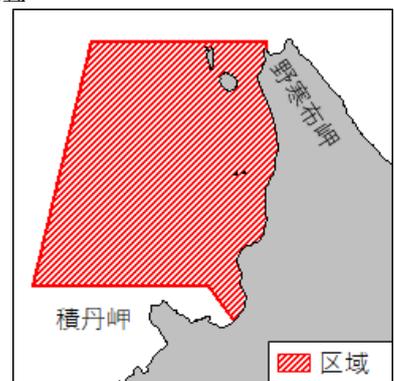
期 間 令和7年10月30日まで  
 区 域 下記地点付近  
 45-27.6N 141-05.4E  
 備 考 角型魚礁（高さ3.0m、48基）を設置  
 海 図 W1043  
 出 所 稚内海上保安部



7年181項 北海道西岸 — 野寒布岬西方～積丹岬西方 海洋調査  
 下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月10日～24日  
 区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 43-12.5N 141-17.5E (岸線上)  
 (2) 43-30.1N 140-59.8E  
 (3) 43-30.1N 138-59.8E  
 (4) 45-30.1N 139-39.8E  
 (5) 45-30.1N 141-39.8E  
 (6) 45-26.3N 141-39.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W41  
 出 所 稚内水産試験場



7年182項 北海道西岸 — 利尻島南西方～雄冬岬付近 海洋調査

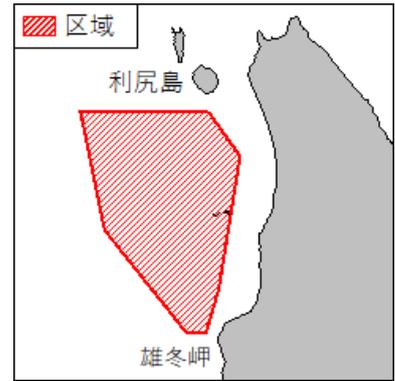
下記区域で、調査船「第五開洋丸(495t)」による海洋調査が実施される。

- 期 間 令和7年4月4日～26日
- 区 域 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 45-00.0N 141-15.0E
  - (2) 44-45.0N 141-30.0E
  - (3) 44-00.0N 141-20.0E
  - (4) 43-45.0N 141-14.0E
  - (5) 43-45.0N 141-05.0E
  - (6) 44-20.0N 140-26.4E
  - (7) 45-00.0N 140-15.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W41

出 所 水産研究・教育機構



7年183項 北海道西岸 — 留萌港、第3区 養殖施設設置

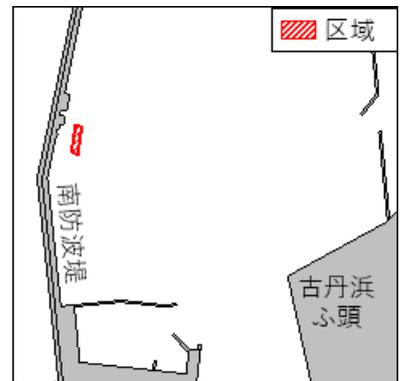
下記区域に、海藻養殖施設が設置されている。

- 期 間 令和8年3月31日まで
- 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 43-57-22.5N 141-37-55.6E
  - (2) 43-57-20.6N 141-37-55.2E
  - (3) 43-57-20.7N 141-37-54.6E
  - (4) 43-57-22.6N 141-37-55.0E

備 考 設置区域は灯付浮標で標示

海 図 W1046

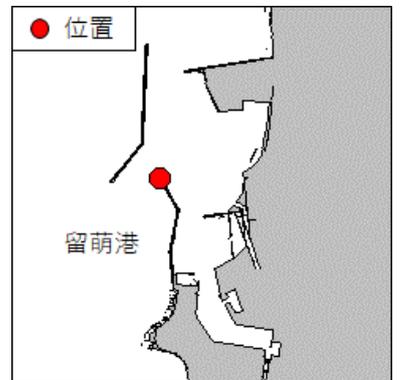
出 所 留萌港長



7年184項 北海道西岸 — 留萌港、第4区 灯台について

下記灯台は、改修工事に伴う緑色養生ネット設置により灯塔が見え難くなる。

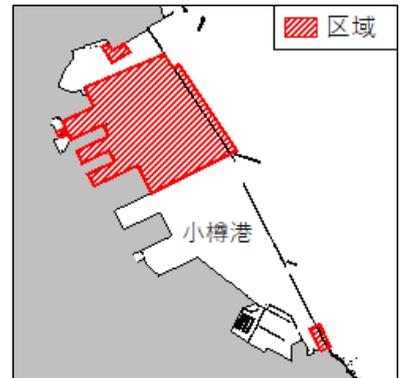
- 期 間 令和7年4月15日～7月中旬
- 灯台名称 留萌港南防波堤灯台
- 位 置 43-57.8N 141-37.8E
- 海 図 W1046
- 参照書誌 411 0562番
- 出 所 第一管区海上保安本部



7年185項 北海道西岸 — 小樽港 海上訓練

図に示す区域で、巡視船艇等による海上訓練が実施されている。

- 期 間 令和8年3月31日まで 日出～2200
- 訓練内容 搭載艇揚降、えい航、油防除、潜水、救助等
- 備 考 各種訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚  
潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
- 海 図 W5
- 出 所 小樽港長



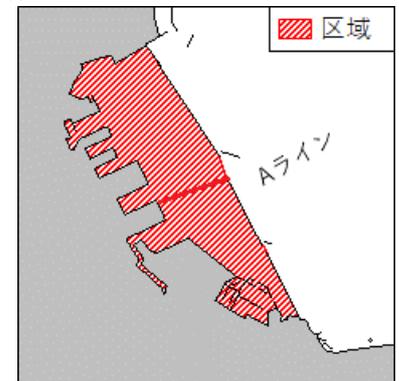
7年186項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 えい航訓練  
 下記区域で、カナルボートによるえい航訓練が実施される。  
 期 間 令和7年4月18日 1300～1400  
 区 域 43-12-04.7N 141-00-08.2E  
 を中心とする半径20mの円内  
 備 考 警戒船配備  
 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚  
 海 図 W5  
 出 所 小樽港長



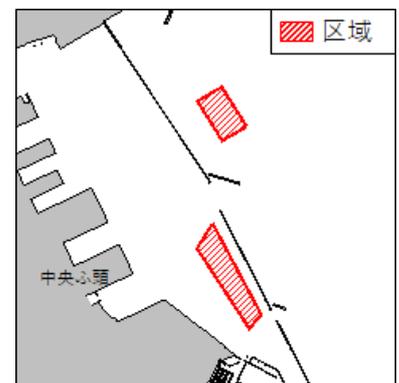
7年187項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 浮棧橋改良工事  
 下記区域で、作業船及び潜水士による浮棧橋改良工事が実施されている。  
 期 間 令和7年4月30日まで 日出～日没  
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 43-12-04N 141-00-10E (岸線上)  
 (2) 43-12-05N 141-00-09E  
 (3) 43-12-06N 141-00-10E  
 (4) 43-12-05N 141-00-11E (岸線上)  
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 作業船のアンカー位置に浮標設置  
 海 図 W5  
 出 所 小樽港長



7年188項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 漕艇訓練  
 図に示す区域で、カッターの漕艇訓練が実施されている。  
 期 間 令和7年11月30日まで (水及び金曜日に限る) 日出～日没  
 備 考 南東から南西の風が5m/sを超える状況で  
 Aラインの北側で訓練が行われる場合、警戒船を配備する  
 海 図 W5  
 出 所 小樽港長



7年189項 北海道西岸 — 小樽港、第2区及び第3区 小型船舶操縦訓練  
 図に示す区域で、小型船舶操縦訓練が実施されている。  
 期 間 令和7年11月30日まで 日出～日没  
 海 図 W5  
 出 所 小樽港長



7年190項 北海道西岸 — 神威岬南方 ～ 北海道南岸—函館港付近 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月9日～19日  
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
(1) 41-46.4N 140-46.2E (岸線上)  
(2) 41-00.2N 139-59.8E  
(3) 41-30.2N 137-59.8E  
(4) 42-30.1N 137-59.8E  
(5) 43-00.1N 138-59.8E  
(6) 43-00.2N 140-31.6E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する  
海 図 W43-W1154  
出 所 函館水産試験場



7年191項 北海道周辺 船舶気象通報一部業務廃止

一管区水路通報7年10号132項削除

下記灯台で観測した気象通報の提供が一部廃止された。

廃止情報 尻屋埼灯台で観測する「波高」  
提供方法 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム  
(インターネット・ホームページ、電子メール、電話)  
小樽船舶通航信号所(船舶自動識別装置)

参考書誌 411 8101.1番  
出 所 第一管区海上保安本部